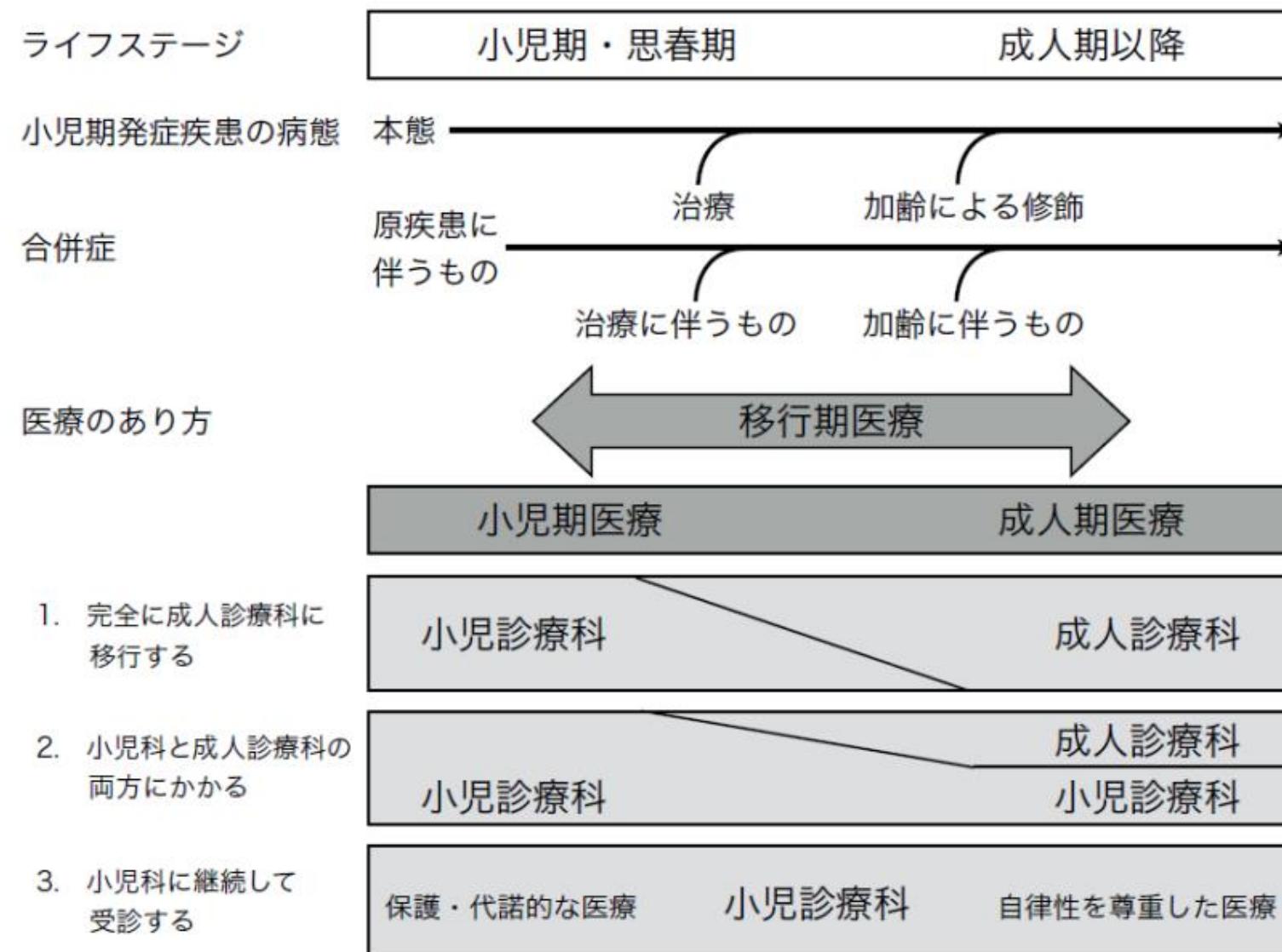


近年の医療技術等の進歩によって、小児慢性特定疾病をはじめとして、多くの慢性疾患を抱える児童が思春期・成人期を迎えることとなった。

一方で原疾患自体が治癒せずに持続したり、合併症が長期に継続したりしながら思春期・成人期を迎える児童も増加している。

適切な医療を受けるためには、年齢に応じて小児診療科から成人診療科に移行する必要がある。
= 「**移行期医療**」が重要

移行期医療の概念図



移行期医療における課題

課題①：医療体制の整備

- ・ 加齢等に伴い病態の変化、合併症が出現
- ・ 成人期に発症する生活習慣病や悪性腫瘍に対する治療



小児診療科・成人診療科における課題

【小児診療科】

- ・ 成人期特有の疾患に対して適切な医療を提供できない

【成人診療科】

- ・ 小児慢性特定疾病等は非常に馴染みの薄い領域である
- ・ 小児診療科と異なり、専門ごとに分科していることが多く、複数診療科の受診が必要

⇒小児診療科と成人診療科で連携が十分でないことも大きな課題

移行期医療における課題

課題②：自律性・自立性への支援

- 治療方針などを自己決定することが困難（自律性）
- 就学、就労などが困難（自立性）



- 医療を患者自身の意思で決定できるようになることが必要だが、小児慢性特定疾患の患者を支援する体制が十分に構築されていない
- 成人診療科では小児診療科から転科してきた患者・家族からの相談（学業、就労と治療の両立等）に十分な対応ができない。

移行期医療支援に係る経緯

H27年	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づく基本方針が設定され、当該方針の中で移行期医療支援体制について以下が定められた<ul style="list-style-type: none">➢ 国は、成人医療に移行する小慢児童等について、モデル事業を実施し、主に小児医療から移行する際に必要なガイドを作成し、都道府県等や医療従事者に周知する➢ 都道府県等はそのガイドを活用し、小児期および成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携を推進する
H29年	<ul style="list-style-type: none">・移行期医療推進のため、厚生労働省が「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築に係るガイド」を策定し、都道府県に対して移行期医療支援センターの設置を促す・H29年のガイドの策定から5年超が経過したR4年3月においても、移行期医療支援センターは全国7か所の設置に留まっており（R5年12月時点では全国9か所）、その業務内容や運営実態の詳細も明らかになっていなかった・厚生労働省は、「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築に係るガイド」をより実践的なものに改定することなどを目指し、移行期医療支援センターおよび移行期医療支援センターが設置する協議会等に参加する医療機関を対象とした、実態把握調査を実施・調査を通じて、以下の課題が判明した<ul style="list-style-type: none">(1)従来からの課題<ul style="list-style-type: none">・小児期の診療科・医療機関と成人期の診療科・医療機関の連携が十分ではない・成人診療科の医師が知識、経験を積む機会が限られている・知的・発達障害を伴う患者の対応が十分ではない・患者が複数の診療科の受診に慣れていない(2)令和4年度の事業により判明した課題<ul style="list-style-type: none">・移行期医療支援センターの業務内容にはばらつきがある・関係者による連携体制の構築が十分ではない・移行期医療の普及啓発が十分ではない・移行困難事例等の認識が十分ではない
R4年	

移行期医療支援協議会設置に向けた手引き（移行期医療支援体制整備事業）より抜粋

移行期医療支援センターの設置状況（令和7年2月現在）

	都道府県名	設置（委託）医療機関
1	北海道	北海道医療センター
2	宮城県	宮城県立こども病院
3	東京都	東京都立小児総合医療センター
4	神奈川県	国立病院機構 箱根病院
5	埼玉県	埼玉県立小児医療センター
6	千葉県	千葉大学医学部附属病院
7	静岡県	静岡県立こども病院
8	長野県	信州大学医学部附属病院
9	大阪府	大阪母子医療センター
10	兵庫県	神戸大学医学部附属病院
11	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院

令和7年度に三重県で実施する事業

①三重大学に移行期医療の寄附講座を設置（R7新規）

三重大学医学部に新たな診療領域・分野となる移行期医療の寄附講座を設け、先進的な診療や研究に取り組む医師を招へいし、三重大学の魅力向上を図ることにより、県外医師の確保対策を進める。

②在宅医療体制整備推進事業による人材育成（継続）

③移行期医療支援体制の検討（R7新規）

三重県における移行期医療の現状と課題の整理を行うとともに、移行期医療支援センターの設置をはじめとした移行期医療支援体制の整備に向けて検討を行う。